

平成 28 年度

事業計画書

社会福祉法人 福岡ケアサービス

ケアハウス「桜ガーデン生の松原」(ケアハウス)
グループホーム「安養」(認知症対応型共同生活介護)
福岡ケアサービス・ケアプランセンター(居宅介護支援事業)
福岡ケアサービス・ヘルパーステーション(訪問介護事業)

特別養護老人ホーム初花(介護老人福祉施設)
ショートステイサービス初花(併設型短期入所生活介護事業)

グループホーム「花安養」(認知症対応型共同生活介護)
小規模多機能ホーム「桜さろん」(小規模多機能居宅介護)

福岡市立老人福祉センター「福寿園」(管理運営)

平成 28 年度 運営方針

〈総合的な方針〉

平成27年度に介護報酬の改定が行われ、事業運営においてはとりわけ基本報酬の削減と運営の指導強化が図られた。また基本報酬は削減されたものの、介護職員に対する処遇改善の充実が求められ、介護職員の確保、育成強化が業界としての課題となっている。

また、公費依存の体質からとりわけ団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けては、住み慣れた地域においていつまでも生活が継続できる「一公助から自助、共助への転換」―「地域包括ケアシステム」―の構築が図られていることから、官―民協働態勢の構築、地域との連携が不可欠となってくる。特に社会福祉法人としても地域貢献についての課題が整理されなければならない。

このような中において、各拠点が連動した高齢者総合相談拠点としての機能を強化していく必要があり、その連動強化の過程において運営面の事業強化も欠かせない。その為にも、人材の確保、育成を行っていく必要がある。多様なワークスタイルに合わせた雇用形態の確保及び人材の発掘、事業所等によってはその配置を行うより効果的、効率的な運営を目指していく。また地域に向けた法人の周知、啓発を行いつつ、地域の福祉ニーズの開拓を行っていく必要がある。

《重点目標》

(1) 事業リスクへの配慮とガバナンス・コンプライアンスへの体制強化
拠点ごとの機能強化と連動機能を見直し、強化していきます。
事業運営体制へのチェック体制の見直しと充実を図っていきます。

(2) 人材育成・研修体系の確立

介護人材の確保の為に、定期採用、また離職防止に資する体制整備を図ります。
ボランティアの積極的な受入れと、受入れ後の窓口機能、役割の体制強化を図ります。
職層研修、職種別研修を組織的に実施する体系を確立し、人材を育成するとともに、サービスの質の向上に資する専門性の高い職員の養成を行います。

(3) 法令遵守とリスクマネジメントの徹底

介護保険法令等を理解し、法令違反を防止するため、管理者層の教育、内部監査の実施を行います。また、組織的なリスクマネジメントを徹底し、事故防止に努めます。

(4) 地域社会のニーズに応えるサービスの提供・開発

相談窓口の充実・情報公開・拠点ごとのネットワーク構築などを強化することにより、社会に向けた総合相談窓口としての役割を充実していきます。
既存サービス事業所等、資源の効率的、効果的な運用の検討を行います。

平成 28 年度 内部研修計画

月	目 的	内 容	講 師	備 考
4 月	運営体制の整備と確認	職業倫理・法令遵守について ・ 基本理念、基本方針の確認 ・ 介護従事者の職業倫理について	理事長 事業部長	全職員
		リーダー研修① ・ コンプライアンスとガバナンスの理解	事業部長	主任以上
5 月	運営体制の整備と確認	感染症対策について① ・ 食中毒予防対策と事例検討	感染症対策 委員会	全職員
6 月	運営体制の整備と確認	ストレスマネジメントについて	外部講師	全職員
7 月	サービスの質の確保と向上	接遇研修 ・ 対人援助の接遇マナー	身体拘束 廃止・接遇研 修委員会	全職員
8 月	運営体制の整備と確認	危機管理対策研修① ・ 高齢者虐待部防止法についての理解 ・ 身体拘束廃止の意義について理解	身体拘束 廃止・接遇研 修委員会	全職員
		リーダー研修② ・ サービスマネジメントの理解		主任以上
9 月	運営体制の整備と確認	危機管理対策研修② ・ 介護リスク・マネジメントの理解	リスクマネジメント 委員会	全職員
11 月	運営体制の整備と確認	感染症対策について② ・ インフルエンザとノロウイルス、	感染症対策 委員会	全職員
12 月	サービスの質の確保と向上	プライバシー保護の研修 ・ 権利擁護について ・ 人権研修	身体拘束 廃止・接遇研 修委員会	全職員
		リーダー研修③ ・ リーダーシップの理解		主任以上
1 月	サービスの質の確保と向上	チームケアに必要な課題認識	外部講師	全職員
2 月	サービスの質の確保と向上	危機管理対策研修③ ・ 救急法を学ぶ	事故防止委 員会	全職員
3 月	運営体制の整備と確認	報告会～各事業所から実践報告～		全職員

※都合により予告なく内容に変更になる場合があります。

【新人職員研修】採用時

- ・ 基本理念、運営方針の理解
- ・ コンプライアンスの理解
- 高年齢者虐待防止法の理解、身体拘束廃止の意義の理解、感染症及び事故防止の理解他
- ・ 就業規則の理解
- ・ 関係諸手続きについて
- ・ 法人各拠点、事業所の理解

平成28年度事業計画書

事業所名 ケアハウス桜ガーデン生の松原

《概 要》

1. 入所(利用)者定員 50名
2. 営業日・営業時間 365日 24時間体制
3. 職員体制・勤務体制等
(内訳 常勤 4名、非常勤 2名)

《基本方針》

入居者の皆様にハード、ソフトの両面から安全・安心・快適な住環境を提供します。

(1) 入居者が安心・安全・快適に生活できる住環境の提供

- ・入居者の皆様に、より快適な住環境を提供するために、各専門業者と連携を図り、施設内の環境美化、不具合箇所の早期発見、改善に努めます。

(2) 入居者の健康、生活の両面における不安軽減

- ・入居者の急変や体調不良時、またその予後も含め安心して生活できるよう努めます。
- ・入居者個々の状態やニーズに応じて、必要かつ適切なケアを受けることができるよう支援し、より長くケアハウスで生活できるよう努めます。

(3) 安定した事業展開を目指します。

- ・安定した事業展開の為に、常に空室を作らず、待機者の確保に努めます。
- ・必要コストを最低限に維持し、経費削減に努め、かつ環境エコにも貢献します。

(4) 地域交流・地域密着を図ります。

- ・入居者が地域の一員として社会参加できるよう地域行事への参加を促すとともに、地域に根差した施設作りを目指します。
- ・地域の方々からの相談ごとに親身になって対応し、地域に根差した施設作りに努めます。

《重点目標》

○ 安心・安全・快適な住環境の提供

- ・居室や共用部に生じる不具合に対し、専門業者へ定期的な点検を依頼すると共に、巡回時、清掃時等に設備の点検を自主的に行い、早期発見に努めます。
- ・予測し得る設備面の不具合については、早め早めの対応を心掛け、不具合に至る前に早期対応を行います。
- ・内外部研修にて感染症の知識を深め、入居者へ予防を促進すると共に感染症が発生した場合に備え、限られた人数で対応のできるマニュアルの作成に努めます。また万一の感染症発症時には、マニュアルをもとに、柔軟かつ適切な対応を心掛けます。

○ 急変時、緊急時対応の質の向上と予防策

- ・内外部の研修に参加し、職員の知識向上に努め、実際の急変、緊急対応後にはミーティング等で対応の振り返りを行い、質の向上に努めます。

○ より長くケアハウスで生活していただく為の支援

- ・ケアハウスでの生活が困難になられた入居者に対し、本人、家族のニーズを十分にくみ取り、介護保険内、外の関係機関と連携を図り、包括的な支援に努めます。
- ・常に入居者の状態変化に目配りを行い、必要かつ適切なケアの提供、助言を行う体制を整えることで生活の不安軽減に努めます。

○ 待機者の確保と経費削減

- ・数ある相談受付の中で、最初の窓口になり得るケアハウスが相談者のニーズを的確にくみ取り、法人内各事業所の適切なサービスの提案をすることで、相互に待機者、利用者の確保をできる体制を構築します。
- ・古紙リサイクルや水光熱費の削減、ゴミの減量をはじめ、エコ活動を推進することで経費削減に努め、環境エコにも貢献します。
- ・設備面の不具合箇所等の修繕等の対応についてはより安価で、かつ長期での使用を視野に入れ、業者選考や物品購入を検討します。

○ 入居者の社会参加の機会と地域に根差した施設作り

- ・校区の夏祭り、公民館活動等、町内の行事への参加を促し、地域の一員として活動できる場を提供します。
- ・平成 28 年度福岡市介護予防教室の活動の場所の提供とサポート職員を派遣することで地域の皆様の介護予防に貢献し、かつ地域の方とのコミュニケーションの場を設けます。

平成28年度事業計画書

事業所名 グループホーム安養

《概要》

1. 入所者定員 18名
2. 営業日・営業時間 365日・24時間体制
3. 職員体制・勤務体制等
常勤職員 (13名)

《基本方針》

- ・職員間の連携を図り、入居者様が安心して暮らせる様専門性の高い事業所と共に、社会から指示される施設を目指します。
- ・入居者様お一人おひとりのライフスタイルに合わせた、安心・安全な介護サービスの提供を目指します。

《重点目標》

- (1) 入居者個人の状態・思いを大切にし、その人らしい生活の提供を目指します。
 - ・個人の生活歴・性格、個人や家族の意思を尊重し、その方に合ったライフスタイルの提供に努めます。
 - ・入居者の心身の状態・情報共有を密に行いながらケアプランを確立し、内容の共有と実施を徹底します。
 - ・医療機関・関連機関との連携強化を図り、入居者の体調管理・安全確保・総合的なケアの提供に努めます。
- (2) 生活の拡充を目指します。
 - ・生活全般において、入居者の能力を十分に発揮できる場の提供に努めます。
 - ・外出や地域住民との交流を実施し、施設外で入居者が生き生きと過ごす場を設けます。
 - ・日課の体操や、季節に応じたレクリエーションを提供し、入居者の生活に彩りを加える様努力します。
- (3) 入居者、ご家族、スタッフが一体となったケアを目指します。
 - ・近況含めた状態報告などご家族との連絡を密に取る事で、入居者・ご家族が安心し、信頼できる関係作りを努めます。
 - ・年間行事計画を基に、入居者、ご家族が楽しい時間を共有できる機会を設けます。
- (4) 高齢者福祉サービスに関わるプロとしてスタッフの専門性を高めます。
 - ・施設内外の研修を活用し、資質の向上に努めます。
 - ・体制、意識の強化を図り、業務内容等の効率化を図っていきます。
 - ・ミーティングを活用し、ひやりはっと学習会や事故事例を定期的に振り返り、再発防止に努めます。

平成28年度事業計画書

事業所名 福岡ケアサービス・ケアプランセンター

《概要》

1. 利用者定員 概ね35名/人とする。（標準担当件数35件/人）
2. 営業日・営業時間 月～金 午前9：00～午後18：00
その他 24時間連絡体制
3. 職員体制・勤務体制等
常勤換算 （ 1.5人） （内訳 常勤1名 非常勤1名） ※常勤については、管理者兼務

《基本方針》

新しい時代の福祉ニーズに応え、利用者の安らぎと安全、満足を創造し、地域社会との共生を 目指すと共に、明るく健全で豊かな地域福祉の向上に貢献していきます。

《重点目標》

- (1) 介護保険法に基づいた適正な事業運営を図ります。
 - ・介護保険の改正に基づくサービス提供体制の見直しを行っていきます。
 - ・区役所の介護保険課、地域包括支援センター等との連携を図っていきます。
- (2) 在宅生活の継続性への支援体制を図ります。
 - ・介護保険内外の社会資源情報を把握し、及び情報の提供を行っていきます。
 - ・地域包括ケアシステムの動向に沿った、支援システムの情報収集及び体制の構築を図ります。
 - ・他事業所との連絡調整に努め、利用者が安心してサービスを利用出来るようにしていきます。
- (3) 各機関との連携を行います。
 - ・医療機関との連携を行い、在宅生活の継続性を確保していきます。
 - ・行政機関との連携を図り、利用者へ介護保険制度、保険外のサービスについて、情報の提供を行っていきます。
 - ・地域包括支援センター等との連携を行い、予防給付者についての連携と支援困難時の相談、協力の要請を行っていきます。
- (4) 自立支援に向けた質の高いケアマネジメントを目指します。
 - ・認知症、独居高齢者世帯における適切かつ円滑なケアマネジメントの確立を目指します。
 - ・各種ケアマネジメント手法についての研修会、事例検討会について主体的に参加していきます。
- (5) 法人内の事業所との連携を図ります。
 - ・法人のスケールメリットを生かすことにより、必要に応じ柔軟な相談・助言体制の構築を図ります。
 - ・各事業所の中核的な役割を担い、総合相談機能の強化・構築を図ります。

平成28年度事業計画書

事業所名 福岡ケアサービス・ヘルパーステーション

《概要》

1. 利用者定員 特になし
2. 営業日・営業時間 月から土曜 9:00~18:00 24時間 連絡体制
3. 職員体制・勤務体制等
常勤換算 (3.2人) 内訳 (常勤 3名、非常勤 5名)

《基本方針》

ご自身の生活スタイルで安心 快適に日常生活を送り維持できるよう、関連機関との連携を図り総合的なサービス運営に努めます。

《重点目標》

- (1) 運営体制の整備・強化を図ります。
 - ・ 集団指導に参加し、改正等の周知や制度の理解に努めます。又、注意喚起が必要な事項の説明や評価できる事例等の紹介を受け事業所運営に生かしていきます。
 - ・ コンプライアンス体制が確立できるようスタッフの研修を行い、知識と実践力を養います。
 - ・ 利用者、家族に「顧客満足度意識調査」を行ない、運営改善に努めます。
- (2) 利用者にあった適切なサービスの提供を行います。
 - ・ 定期的にあセスメント・モニタリングを行い、サービス内容の確認・見直し・評価を行ないます。
 - ・ 随時、利用者のケアカンファを開催し担当職員とのサービスの検証を行います。
- (3) 職員体制の整備と質の確保・向上に努めます。
 - ・ 年間の事業所全体研修計画を作成し、体制の見直し、計画的な教育、研修を実施します。
 - ・ 職員個々の研修計画を作成し、職員の介護技術向上に努めます。
 - ・ 実習生の受け入れを行い、人材確保に努めます。
- (4) 業務マニュアル及び業務の見直しを図ります。
 - ・ 定期的な業務検討会を開催し、業務改善に努めます。
- (5) サービス提供地区の居宅支援事業所や医療機関への計画的な営業、周知活動を行います。
 - ・ 居宅支援事業所へ定期的な訪問を行い、利用者の拡大を図ります。
 - ・ 既存ネットワークを活用して、新たな居宅支援事業所等とのネットワーク構築を図ります。
 - ・ 施設へ相談に来られた方の在宅サービスを支える役割を果たして行きます。

平成28年度事業計画書

事業所名 グループホーム花安養

《概要》

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 入居(利用)者定員 | 9床×2ユニット(18名) |
| 2. 営業日・営業時間 | 365日・24時間体制 |
| 3. 職員体制・勤務体制等 | 常勤職員15名 |

《基本方針》

認知症によって自立した生活が困難になった要介護高齢者に対して、「なじみ」の関係を作り、家庭的で落ち着いた環境の下で、食事・入浴・排泄等の日常生活の介護及び心身の状況等に応じた生活リハビリを行うことにより、安心と尊厳ある生活並びに利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができる支援を施設サービス計画（ケアプラン）に基づき提供します。

施設運営に於いては、家庭的な雰囲気や季節感を大事にし、寄り添いケアを中心とした介護を行い、笑顔をもって家庭的で安心できる場所を目指し、自らその提供するサービスの質の向上に努めます。

①馴染みの関係作りのための支援

...入居者の心身の安定を図っていくために慣れ親しんだ生活様式に沿った支援に努めます。

集団の中の一人ではなく、入居者個人の人権を尊重し過去に体験した思い出に寄り添うことで生活様式の再構築を図っていきます。

②自立支援への援助

...家庭生活に近い環境作りに努めていきます。その中で、スタッフが入居者と共同で「普通の生活」を行い、その上で可能な限りの残存能力に応じた援助を行っていきます。

③地域社会との交流

...地域福祉の向上を目指し、積極的な町内行事や自治会会議の参加を図ることで施設運営に於いて入居者家族や地域住民との交流を深めるとともに信頼関係や連携を図っていく事を目指します。

④充実した生活の支援

...安心、安全な生活環境を整えるため計画的な環境整備を行い、日常生活にメリハリと楽しみを取り入れた支援、ご家族や知人の方との面会時にはゆっくりと楽しい時間を共有できる環境を提供します。また協力医療機関との医療連携体制の強化を図り、体調管理・安全確保に努めた支援を行っていきます。

《重点目標》

1. 入居者の個々に合わせたサービス提供

- ・日常生活を阻害せずに行動を観察し、現状把握を行います。
- ・「今、どうありたいのか。何をしたいのか」を理解し共に行動することで入居者の感情、行動の意味を推し測り、ケアに生かしていきます。
- ・興味、関心を探り、役割づくりを獲得できるよう支援していきます。
- ・落ち着かれない言動がある際は、原因を探ることに努力し、気分を切り換えるなどの対応を行います。

2. ケアプランに基づいた生活支援

- ・入居者のADL，健康，その他生活全般の観察を通じ、状態の把握に努めます。
- ・日頃のご家族連絡に於いてご家族の意向等をも十分に情報収集し、ケアに反映していきます。
- ・ケアカンファレンスに於いて居室担当を中心に把握した情報の共有を行います。
- ・ケアプラン原案の作成は、計画作成担当者の助言に基づき居室担当者が作成します。
- ・ケアプラン立案は計画作成担当者が行い、フロアその他職員への周知徹底を図ります。

3. 生活環境の整備

- ・居室担当者による定期的な居室の環境整備に努めます。
- ・事故防止委員による定期的な安全整備点検の実施に努めます。
- ・環境美化係による車椅子・ユニット内の物品管理に努めます。
- ・ヒヤリハットを活用し、各スタッフが危険予測を共有していけるよう努めます。
- ・事故発生時には、発生日のうちに原因・対策を検討し再発の防止に努めます。
- ・事故防止係を中心に事故発生1週間後に対策の効果の検討を行います。
- ・定期的に避難訓練を実施し、防災意識を高め、災害時等に対する対策を図っていきます。

4. 身体拘束廃止推進に向けた取り組みの充実

- ・スピーチロックへの知識をスタッフ全員で深め、人権に配慮した姿勢で入居者と接します。
- ・安易な薬物療養はせずに、入居者に寄り添うケアを行い心身の安定を図れるよう努力します。

5. 家族や地域との連携の強化

- ・家族参加行事の機会を作り交流の場の提供に努めます。
- ・ご家族への近況を含めた状態報告をこまめに行う事で信頼関係を築いていきます。
- ・地域の社会資源として地域清掃や行事参加にて地域交流を図っていきます。
- ・運営推進会議等を通じて地域との連携・協力を図り開けた施設を目指します。

(受診について)

- ・家族対応の協力における定期受診については、受診日の調整・連絡を行っていきます。
- ・施設対応における定期受診については、正確かつ確実に受診対応できるよう医療機関に心身の状況提供に努めます。
- ・身体状態が著しく低下し定期受診の通院が困難になってきた際は、訪問診療による定期診療への切り替えなどの情報提供を行い、定期的な受診対応の為の連絡・調整を行っていきます。

6. スタッフの専門性や質の向上

- ・GHミーティングにて入居者の情報共有、業務内容の確認・業務改善を行い、円滑に業務を遂行していきます。
- ・介護技術勉強会を企画し、介助方法や知識・技術の向上に努めます。
- ・訪問看護事業所など外部の医療サービスとの連携を図ることにより、医療面に対する見識の向上、根拠に基づいた支援を目指します。

7. 入居待機者の確保

- ・定期的な法人内の運営会議や週礼を通して、各事業所間の情報共有に努めます。
- ・入居希望者の要望に応じて相談対応を行い、他部署との連携協力に努めます。
- ・入居待機者名簿より定期的に近況確認の連絡を行い、待機状況の把握に努めます。
- ・共用型デイサービスの導入検討により、より積極的に受け入れ間口の拡大を図ります。

平成28年事業計画書

事業所名 小規模多機能ホーム 桜さろん

《概要》

1. 利用者定員

29名登録 ・通い：18人/日 ・訪問：適時 ・泊まり：9名

2. 営業日・営業時間

年中無休(24時間365日) ・通い：9:30~16:30 ・訪問：適時 ・泊まり：16:30~9:30

※ 職員体制・勤務体制等 常勤換算(11人) その他、管理者及び計画作成担当者を配置

《基本方針》

地域密着型介護サービスの小規模多機能居宅介護として、利用者の皆様が住み慣れた環境での生活をより長く継続する為に、利用者を中心に、家族、地域、事業所が一体となり包括的な支援に努めます。

(1) 介護保険改正に伴う運営体制の確保

平成26年の介護保険改正に伴い運営体制の確認を行い、法令及び基準に照らし合わせた体制変更及び確保を行ってまいります。

(2) 利用者お一人お一人のニーズに沿ったサービス提供の確立。

定期的なモニタリングを通して、利用者、家族とのコミュニケーションを密にし、個々のニーズの汲み取りに努め、ケアプランに反映し、日常のケアを利用者本位で実施します。

(3) ハード、ソフト両面の環境の整備。

施設の定期的な点検や、環境美化に努め、利用者が安心、快適に生活できる場を提供します。また、スタッフミーティング等を通して、情報の共有、ケアの統一を図り、利用者がいつも安心して利用できる事業所を目指します。

(4) 関係機関との連絡調整。

定期的に関係機関・事業所等への訪問活動等を行い、連携を深めていくと共に運営推進会議等を通して、地域との連携を深め、地域に根差した事業所作りに努めます。

(5) 高齢者福祉サービスに関わる専門性。

施設内外の研修に参加し職員の専門知識を深め、ケアの質の向上に努めます。各種団体の連絡会等に参加し連携を図り、知識の向上につなげます。

《重点目標》

○登録定員及び通所利用者の受け入れ枠の変更

- ・介護保険改正に伴い運営体制の変更を行い、地域のニーズに合わせた体制の確立を図ります。

○利用者、家族のニーズの汲み取り

- ・定期的なモニタリングを行い、サービスの満足度を計り、ご利用者様・またご利用者様を取り巻く環境の変化に応じた柔軟なサービスの提供に努めます。
- ・モニタリング外でも送迎時でのコミュニケーション、電話連絡、連絡帳の確認を通して、ご利用者・ご家族がお気軽に要望を出せる環境作りを行います。
- ・家族会・アンケートを行い、意見交換の場を設けます。
- ・運営推進会議を通じて、直接ご意見を交換させていただきニーズの把握に努めます。

○安心・安全に利用できる事業所づくり

- ・設備、備品の不具合を早急に発見し、専門業者との連携を図り安全が保たれるようにします。
- ・毎日、環境美化活動を行い、ご利用者様が気持ちよく利用できるように努めます。
- ・リスクマネジメント委員会を中心に、事故の予見を行います。また、事故が発生した場合は早急に対処し原因・対策を検討し、再発防止に努めます。
- ・ご利用者様同士のトラブルもスタッフが間に入り、未然に防ぐように努めます。また、生活環境やリズムを改善提案し安心して過ごしていただくように努めます。
- ・感染委員会を中心に、日々予防に努め、万一の発生時にも迅速な対応を目指します。

○事業所外との連携の強化

- ・行政、地域包括センター等の連絡・活動報告を行い、適切な運営の為に情報収集を行います。
- ・運営推進会議を通じて、地域住民の方々と意見交換、相互協力を行います。
- ・福祉活動の拠点として、ボランティア・地域住民の交流の場とし、小規模多機能ホームを開放します。
- ・事業所近隣の地域だけではなく、ご利用者様が生活する地域住民、商業施設等への情報提供をおこない地域と連携して利用者の在宅支援を図ります。
- ・法人内の事業所とも連携し、ご利用者のニーズに沿った必要なサービス提供が出来るように努めます。

○スタッフの専門性やサービスの質の向上

- ・内部研修や外部研修を通じて、認知症の理解、介護保険制度等の理解を深め専門性の向上に努めます。
- ・小規模多機能ネットワークに参加し、他事業所との意見交換・連携をおこない事業所へフィードバックし質の向上を目指します。
- ・毎日のレクリエーションと年間行事計画に基づき、利用者のアクティビティーを充実します。
- ・ボランティア担当者を中心に、活動内容を把握し積極的にボランティアを受け入れます。

平成28年度事業計画書

事業所名 特別養護老人ホーム 初花

〈概要〉

1. 入居(利用)者定員 54床（短期入所5床含む） 6ユニット
2. 施設形態 広域型介護老人福祉施設（ユニット型介護老人福祉施設）
3. 営業日・営業時間 365日・24時間体制
4. 職員体制・勤務体制等 施設長1名、生活相談員1名、施設ケアマネ1名、管理栄養士1名、看護師3名、機能訓練指導員1名、介護職員24名以上、管理・介護補助
5. 嘱託医 茂木病院（医師）

〈基本方針〉

特別養護老人ホームとして、要介護者の心身の状況等に応じて施設サービスを提供するとともに、自らその提供するサービスの質の向上に努め、また評価を行うことにより常にサービスを受ける方の立場に立ったケアを提供します。

開設3年を迎える施設において、これまで残された課題に対して真摯に取り組んでいきます。前年度同様、サービスの提供においては、施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理を行い、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

施設の運営に当たっては、入居者の立場に立った自立支援を中心としたサービスを推進し、「笑顔・安全・安心・思いやり」ある施設を目指します。

（1）支援能力の向上

入居者の高齢化、重度化、社会の多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、研修等を通して職員の知識と介護技術の一層の向上を図り、施設の運営、支援サービスに反映させる。さらに、医療、保健をはじめ地域住民、自治体、関係団体等との連携を深め、支援の向上を図る。また、全職員が施設運営の基本方針、事業内容を理解し、職務の役割と責任を自覚し、有効な組織的運営を図る。

（2）「自分らしい生活」を実現するための支援

施設生活が、入居者にとって満足を感じることができるよう支援を行う。その為に、基本的な支援を実施するに当たっては、入居者一人ひとりの「自尊心」と生活を尊重し、心身状況等個々の特性に焦点を当てていくものとする。また、入居者、家族及び職員間の信頼関係を深めるとともに、お互いの協力を得ながら、入居者、家族、職員間の交流を図り、安心して過ごせるように努める。

（3）施設の社会化

地域社会における高齢者福祉サービスの拠点として地域福祉の向上に役立ち、地域住民、関係団体の期待に応えられる施設運営を推進する。地域社会との交流や地域住民の参加を積極的に受け入れながら、入居者は施設内だけで生活するのではなく、地域社会の一員であることを認識し、生きがいある生活創造を目指す。また地域及び関係機関との積極的な交流を促進する。

《重点目標》

(1) ケアプランに基づいた生活支援

- ① 居室担当者は入居者のADL、健康、その他生活全般の観察を通じ、状態の把握に努める。
- ② ケアプラン作成時においては、その内容が入居者の状態等に対して適切に位置づけられるものであることから、居室担当者の意見を出来るだけ反映できるよう意見をまとめ、提案する。
- ③ 介護支援専門員が作成する個別支援計画の原案過程では、居室担当者及びユニットリーダーの助言等を求める。
- ④ 各職種の専門職が集まって行うケアカンファレンスでは、より専門的、多角的な視点からの意見交換を行う。

(2) 余暇時間と余暇活動の充実を図り、潤いのある日常生活の提供

- ① 入居者と居室担当者との外出機会を増やし、信頼関係を深める。
- ② 日常生活の中で、気軽に取り組めるレクリエーションを心がける。
- ③ 屋内レクリエーションにおいて、日常生活動作の確保に心がける。
- ④ 定期的に屋外レクリエーションを取り入れ、アクティビティの確保を心がける。

(3) 安心・安全・快適な生活環境の整備

- ① 居室担当者による定期的な生活環境の整備
- ② 事故防止委員会を中心に定期的な安全整備点検の実施
- ③ 環境美化委員会を中心に車椅子、ユニット内の椅子の定期清掃の実施及び確認

(4) 身体拘束廃止推進に向けた取り組みの充実

- ① 家族の承諾に基づく身体拘束のケースであっても、定期的な身体拘束の廃止に向けた取り組みと経過管理を家族とともに協議する等、廃止に向けた取り組みを推進する。
- ② 身体拘束廃止推進に向けた研修等の充実を図る。

(5) ボランティアの積極的な受け入れと活用

- ① ボランティア団体等の連携を図り、また施設行事にとどまらず幅広いボランティアを受け入れることを通じて地域との交流を促進し、日常生活の活性化を図る。

(6) 職場内外の研修を通じた資質の向上

- ① 職員（新人職員 2年未満）研修の実施
- ② 「認知症ケア」「ターミナルケア」への研修参加を通じた”施設ケア”の向上を図る。

(7) サービスマナーの向上

- ① 日常業務においても、日頃から適切な言葉遣いに心がける。
- ② 職員の接遇マナーの向上を図り、全職員がサービスマナーの向上を図り、「心地よい介護」の提供に努める。

(8) 経営改善への継続した取り組み

- ① 退所や長期入院による空床期間の一層の短縮化を図り、稼働率のアップを施設単位、法人単位で連携を強化することにより運営の安定化を図る。
- ② ローコストオペレーション
業務の見直し、マニュアル化による無駄な動きの整理を行いながら、物品関係の実績を半年に一度、評価・検証を行う。その他、適宜サービスに関する物品のコストパフォーマンス面での見直しを行う。

平成28年度事業計画書

事業所名 老人福祉センター 福寿園

《概要》

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 2. 利用対象者 | 福岡市内に住所を有する60歳以上を対象 |
| 2. 施設形態 | 老人福祉センター A型 |
| 3. 営業日・営業時間 | 毎週火曜日～日曜日（祝祭日除く） 9時～17時 |
| 4. 職員体制・勤務体制等 | 園長1名、事務長1名、 |

《基本方針》

高齢者人口の増加に伴い、介護予防や健康寿命を延ばすことへの着眼が老人福祉センターの在り方にも影響を及ぼしています。これまで引きこもりがちな高齢者に対して、社会参加の機会を与えることを目的に娯楽的な場所の提供を行ってきました。しかし、入浴利用者や教室利用者は定員を超えるようになりました。また身近な老人憩いの家の利用状況も同様で、元気な多くの高齢者が詰めかけています。このことは利用対象者を60歳以上（福寿園の入浴利用は年齢制限なし）とした時代の平均余命が、70歳台であったことが現在は80歳後半になり、利用期間も最長10年ほどから20年以上にまで伸びてきていることが考えられます。このように地域の限定された高齢者に対する保養型の運営方法が行き詰りをみせ、真に必要な福祉サービスを提供することに重きが置かれるようになりました。

つまり高齢者対策として、これからの高齢者人口の伸びに無償の福祉サービスが追いつくことは不可能であり、むしろ高齢者の能力を社会的に発揮する機会の確保が必要となっています。まさに自助自立のために必要な事業や限定的なサービスの提供等、応益負担も含めて高齢者の福祉を再検証すべき時に来ていると考えられます。

福寿園の利用においても当然のごとく、より快適な設備に対する要求があることは、高齢者の生活水準が高まっている部分と反作用的に福祉サービスだからという甘えの部分が共存しているように思えます。教室においても「教えあい学びあい」の精神から、「教え教わる」という師弟関係になりつつあることも、より高度な専門性の「需要と供給」から発生しているように感じます。これから老人福祉センターがどのような高齢者を対象とし、どのようなサービスを提供すべきか自問自答が続きそうです。

《重点目標》

- 1、老人福祉法、福岡市老人福祉センター条例、福岡市個人情報保護条例、福岡県公衆衛生法などの関係法令に沿った公正な運営に努めます。
- 2、シニア教室・高齢者創作講座の実施に加え、利用者のニーズを把握したセンター企画講座、相談事業および世代間や地域等の交流事業を行い、高齢者の生涯学習の向上、介護予防に努めます。
- 3、日常の衛生管理をはじめ、突発的な事故や災害などにも備える危機管理を徹底します。
- 4、環境に配慮した運営と管理運営費の削減、適切な施設の維持管理に努めます。
- 5、関係機関（市および各区老人福祉センター、いきいきセンター等）との調整や取り決めに充分に行い、今後の老人福祉センターの在り方について検証します。